

# 令和6年度障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

鳥取県においては、障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう、働く障がいのある方の経済的自立及び就労機会確保のため、全国に先駆けて障がい者が就労する施設等への発注に取り組んできたところである。

このことを踏まえ、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、同法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「障がい者就労施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るための方針を次のとおり定める。

令和6年7月5日

鳥取県知事 平井 伸治

## 1 基本的な考え方

- 障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達する。
- 障がい者就労施設等からの調達を推進するために必要な制度、体制を整備する。
- 障がい者就労施設等からの調達の状況を公表する。

## 2 具体的な取組

- 毎年度、調達方針を作成し、公表する。
- 毎年度、調達実績を取りまとめ、その概要を公表する。
- 地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する随意契約の対象施設を拡大するとともに、その活用を図る。
- 障がい者就労施設等からの調達に関する斡旋、仲介を行う「共同受注窓口」を設置するとともに、その活用を図る。
- 県が主催するイベントにおいては、障がい者就労施設等からの積極的な物品等の調達に努める。
- 県内の全市町村において、調達方針が定められ、障がい者就労施設等からの積極的な物品等の調達が行われるよう働きかけを行う。
- 障がい者就労施設等が取り扱う商品・サービスの情報を集約し、全ての所属に提供する。
- 障がい者就労施設等に対して、商品・サービスの品質向上・効率化のための支援を行う。

## 3 適用範囲

知事部局、教育委員会（県立学校を含む。）、警察本部（警察署等を含む。）、県議会事務局、企業局、病院局（県立病院を含む。）及び各種委員会が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じて発注する物品等の調達とする

## 4 対象となる障がい者就労施設等

県内に所在する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。）
- (4) 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な経費の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 同条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

## 5 対象となる物品等

障がい者就労施設等が提供する全ての商品及びサービスとする。

## 6 調達目標

25,482千円